

介護人材確保対策事業・介護職員就業促進事業の概要

事業の目的

介護業務への就労を希望する方(離職者等)を対象に、介護施設等での雇用確保と資格取得支援を併せて行うことにより、介護分野への人材確保及び育成を図る。

事業の概要

【内容】

- 東京都が、東京都社会福祉協議会東京都福祉人材センターに委託し実施する。
- 介護業務への就労を希望する離職者等を介護施設等で雇用しながら、介護職員初任者研修等の受講を支援する。

【本事業の流れ】

- ①東京都福祉人材センターで、介護職員就業促進事業を受託する事業者を公募
- ②募集に応じる事業者は応募書類等を提出
- ③東京都福祉人材センターにおいて応募書類等の内容を確認
- ④東京都福祉人材センターと決定された事業者との間で、委託契約を締結する。
- ⑤東京都福祉人材センターは、雇用希望者の受付、就業に当たっての相談支援及び就労支援(就労斡旋)を行う。
- ⑥受託事業者は、離職者等を雇用し、資格の有無に応じて初任者研修、実務者研修又は生活援助従事者研修を受講させる。
- ⑦受託事業者は、雇用状況等を東京都福祉人材センターに報告する。

【委託金額(東京都福祉人材センターと受託事業者間の委託契約)】

- ①賃金(時間外労働は除く) ②研修受講費用 ③介護労働の従事に要する費用(事務費・指導要員に対する人件費、求人経費など)

※委託金額は、①～③に要する経費とし、1人あたり198万円(税抜き)を上限額とする。
 ※事業費に占める賃金割合は1/2以上、賃金は東京都の最低賃金を上回らなくてはならない。

【応募対象事業者】

都内で介護サービス等の施設等を運営する事業者

事業実施に係る要件

【雇用対象者】

○離職者、事業を廃業した自営業者、未就職者等(本事業採用時に離職者となることが決まっている就業者を含む)

※本事業を実施する場合、離職者等の雇用促進の観点から、職場体験事業を登録することが望ましい。(体験期間と雇用期間は分けること)

【事業規模】

- 1,000人程度
- 1施設又は1事業所当たり、人数は3名まで。

【有期雇用契約期間】

- 6カ月以内
- (本事業期間終了後は、受託事業者との間の継続雇用も可能)

【介護資格の種類】

- 介護職員初任者研修
- 実務者研修
- 生活援助従事者研修

スケジュール(2019年度募集)

